

令和2年度天草市社会福祉法人指導監査結果

【法人運営】

項目	指摘事項	根拠 (指導監査ガイドラインの項目)	改善状況	
			通知法人	改善済
定款	定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続きが行われていない場合	指導監査ガイドライン I-1-1	1	1
評議員・役員	欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がある場合	指導監査ガイドライン I-3-(3)-1 指導監査ガイドライン I-4-(3)-1 指導監査ガイドライン I-5-(2)-2	3	3
監事	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合	指導監査ガイドライン I-5-(2)-1	3	3
理事会	招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない場合	指導監査ガイドライン I-6-(1)-1	3	3
理事会	議事録に必要事項が記載されていない場合	指導監査ガイドライン I-6-(2)-1	1	1
基本財産	社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない場合	指導監査ガイドライン III-2-(1)-1	1	1
○指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。			計	12

令和2年度天草市社会福祉法人指導監査結果

【経理】

項目	指摘事項	根拠 (指導監査ガイドラインの項目)	改善状況	
			通知法人	改善済
会計管理 規程・体制	経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合	指導監査ガイドライン III-3-(2)-1	7	7
会計管理 規程・体制	資金収支予算書が定款等に定める手続きにより作成されていない場合	指導監査ガイドライン III-3-(3)-3	1	1
○指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。			計	8

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止や延期をおこなったため、予定していた17法人の指導監査を実施することができませんでした。なお、未実施分の7法人の指導監査は翌年度以降に実施します。